

5 資格制度関係

(1) 業務独占資格制度

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ (見直しの基準・視点) (法務省、経済産業省) < 1 ア a の再掲 >	a 司法書士及び弁理士の訴訟代理等については、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、司法サービスへのアクセス向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずる。 (司法制度改革審議会は平成12年11月に中間報告を公表し、設置期限である平成13年7月までに最終報告を取りまとめる予定)	結論・措置			(法務省) 司法書士について、研修等の能力担保措置を前提に簡易裁判所の事件に関し訴訟代理等を行うことを可能とする「司法書士法等の一部を改正する法律案」を第154回通常国会に提出した。 (経済産業省) 弁理士について、研修等の能力担保措置を前提に特許権等の侵害訴訟での代理等を行うことを可能とする「弁理士法の一部を改正する法律案」を第154回通常国会に提出した。	
(財務省) < 1 ア b の再掲 >	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布	措置(施行)		(財務省) 「税理士法の一部を改正する法律」(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号を公布、平成14年4月1日から施行。	
(厚生労働省) < 4 イ の再掲 >	c 看護婦の業務内容に関し、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護婦の行う業務の標準的作業手順等について検討を行う。	検討			(厚生労働省) 14種類の医療処置ごとにプロトコールを完成させ、その普及を図る方法を目的とした、「訪問看護職員が行う医療処置管理看護の標準化およびその普及に関する研究」に取り組んだところである。	
資格試験の実施 (見直しの基準・視点) (法務省)	a 公証人の任命に当たり公証人法に基づく試験を実施する。仮に、その試験が司法試験と重複するものとなる場合には、少なくとも公証人法第13条ノ2所定のいわゆる特任公証人に民間の企業法務に携わった者を任用する道を開く。	調査・結論	措置		(法務省) 平成14年度に、公証人法第13条ノ2の規定による任用について、民間企業法務に携わった者を任用するための措置を行う予定。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 公証人の任命に当たっては、公募を行う。	調査・結論	措置		(法務省) 平成14年度に、公証人の任用に当たり公募を行う予定。	
明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止（見直しの基準・視点） (財務省)	a 税理士試験について、職歴による受験資格要件である業務従事年数を職務の種類に応じて3年から10年までとする現行制度から、一律に最も短い3年に短縮するとともに、専門学校卒業者を短大卒業者に相当する取扱いとして受験資格を認める。 なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。 (第151回国会に係る法案提出)	法律案成立後公布	措置 (施行)		(財務省) 「税理士法の一部を改正する法律」(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号を公布、平成14年4月1日から施行。	
(厚生労働省)	b 社会保険労務士試験について、一部の専門学校卒業者に限って受験資格を認めている現行制度から、一定の要件を満たす専門学校卒業者を短大卒業者等と同等以上の知識及び能力を有すると認め、受験資格を認める。 なお、要件見直しの効果を注視しつつ、必要が認められれば、引き続き受験資格要件の在り方について検討する。	措置			(厚生労働省) 「社会保険労務士試験の受験資格(法第8条第10号)について」(平成12年12月25日付け発労徴第97号・庁保発第46号)により、修業年限2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者について、平成13年度の試験から受験資格を認めた。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（法務省、金融庁、国土交通省）	c 公認会計士試験、司法試験、不動産鑑定士試験について、一定の学歴を有しない者に課される第1次試験を廃止し、受験者全員が現在の第2次試験から受験できるよう検討する。 （弁理士については平成12年度措置済み）	検討			<p>（法務省） 司法制度改革審議会意見において、「司法試験を法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」とされるとともに、「法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。」などとされており、司法制度改革推進法に基づき策定された司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、新たな司法試験の在り方等について検討が進められる予定。</p> <p>（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士試験制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。</p> <p>（国土交通省） 不動産鑑定士試験について、土地鑑定委員会に設置された試験制度小委員会等において検討を進めているところ。</p>	
（農林水産省）	d 土地改良換地土に係る受験資格要件としての実務経験についての見直しに向けた検討を行う。	検討・結論			<p>（農林水産省） 土地改良換地土については、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）の一部を改正する省令を公布し、平成14年度試験から土地改良換地土に係る受験資格要件としての実務経験を廃止する。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し（見直しの基準・視点） （国土交通省）	a 不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び同第3次試験の在り方について検討する。	結論			（国土交通省） 不動産鑑定士試験について、第2次試験合格後に実施している実務補習の補習生の負担を軽減するため、平成13年7月に、実務に関する講義の単位数及び期間を短縮すること、実地演習の種類等を整理して必須の演習件数を削減すること等を内容とした実務補習規程の改定を行い、平成13年11月から実施している。	
（金融庁）	b 公認会計士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び実務経験の対象となる業務の範囲の拡大を検討する。	結論			（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士試験制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
障害等を理由とする欠格事由の見直し （見直しの基準・視点） （厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）	a 障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）に基づき、欠格条項を見直し、所要の措置を講ずる。 （厚生労働省関係の資格については、第151回国会に障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案を提出し、措置する予定）	平成14年度までに所要の措置			（厚生労働省） 平成13年6月29日に「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第87号）が公布され、厚生労働省所管の27の法律、31の制度について、必要性の薄い欠格条項を廃止するとともに、絶対的欠格条項を相対的欠格条項に、障害者を特定した欠格条項を特定しない欠格条項に改正することにより、障害者に対して、その業務遂行能力に応じ、資格等を付与する形に改めた。（平成13年7月16日施行） （農林水産省） 獣医師法及び家畜改良増殖法における障害者に係る欠格条項の見直しのため、関係法律の整備に関する一括法案を第154回通常国会に提出した。 （国土交通省） 通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業における障害者にかかる欠格条項の見直しのため、関係法律の整備に関する一括法案を第154回通常国会に提出した。 動力車操縦者の欠格条項について、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正し（平成13年12月26日）、身体検査基準について、能力によって判断することの明確化等を行った。（平成14年3月31日施行） 海技士及び水先人の欠格条項について、水先法施行規則及び船舶職員法施行規則の一部を改正し（平成13年11月1日）、身体検査基準について、能力によって判断することの明確化等を行った。（平成13年11月1日施行） 航空機に乗り組んでその運航を行う者のための身体検査基準は定期的に見直しを行っており、平成13年8月17日に航空法施行規則の一部を改正し、身体検査基準の見直しを行った。（平成13年10月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（国土交通省）					（環境省） 障害者に係る狩猟免許の欠格条項の見直しについては、中央環境審議会答申（平成14年1月8日）を踏まえ、狩猟に支障のない者に狩猟免許獲得の可能性をひらく等の見直しを行い、これを踏まえ、第154回通常国会に法律改正案を提出した。	
	b 小型船舶操縦士の障害を理由とする欠格条項の見直しについて、所要の措置を講ずる。	措置			（国土交通省） 船舶職員法施行規則の一部を改正し（平成13年11月1日）、身体検査基準について、能力によって判断することの明確化等を行った。（平成13年11月1日施行）	
受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表 （見直しの基準・視点） （法務省、厚生労働省）	a 司法書士及び社会保険労務士の資格取得に係る大臣認定基準について、法令等により明文化し、公表する。	措置			（法務省） 平成13年度中に司法書士の認定基準を公表した。 （厚生労働省） 社会保険労務士の資格取得に係る受験資格及び試験科目一部免除の大臣認定基準については平成13年度試験受験案内により公表を行った。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(法務省、財務省)	<p>b 公証人及び司法書士の任命基準及び試験免除に係る行政事務経験の内容について精査し、具体化・明文化を図る。</p> <p>また、税理士について、学位取得等による試験科目の免除制度について見直しを行う。 (第151回国会に関係法案提出)</p>	措置			<p>(法務省) 公証人については、公証人審査会の審議を経て、平成13年度に任命基準の具体化・明文化等の措置を行った。 司法書士については、平成13年度に司法書士の認定基準を作成し、公表した。</p> <p>(財務省) 税理士試験の学位取得等による試験科目の免除制度については、免除が認められる学位取得等の学問領域を試験科目に相応するものに限定する等の改正が行われた。(「税理士法の一部を改正する法律」(平成13年法律第38号)、「税理士法施行令の一部を改正する政令」(平成13年政令第330号)及び平成13年財務省令第58号を公布、平成14年4月1日から施行)</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
合格者数の見直し （見直しの基準・視点） （業務独占資格所管省）	資格試験における公平性・透明性を確保する観点から、合格者数制限を行っているとの疑いを持たれないよう、見直しの基準・視点（合否判定基準、配点、模範回答の公表）に一層留意する。	引き続き留意			（業務独占資格所管省） （法務省） 司法試験については、引き続き留意する。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載した。また、筆記試験合格者発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表した。 （財務省） 資格試験における公平性・透明性を確保する観点から、合否基準及び配点は公表済。 （金融庁） 合否判定基準について平成14年公認会計士試験第1次試験より公表。 第2次試験短答式試験は、配点・正解を公表（平成14年から） （厚生労働省） 厚生労働省所管の資格については、合格者数制限を行っているとの疑いを持たれないよう、見直しの基準・視点に一層留意しているところである。 また、医療関係の資格試験については、平成14年実施の試験から合否判定基準、配点等について公表することとしている（医師については平成13年から実施）。 （農林水産省） 見直しの基準・視点に一層留意している。（a参照） （国土交通省） 見直しの基準・視点に一層留意している。 （経済産業省） 見直しの基準・視点に一層留意している。（a参照） （環境省） 臭気判定士試験について、平成14年度より合否判定基準を公表することを決定した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除 （見直しの基準・視点） （金融庁）	税理士試験の財務諸表論及び簿記論の合格者について、公認会計士第2次試験の会計学のうちの簿記及び財務諸表論を免除できないか検討する。	結論			（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士試験制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
合否判定基準の公表 （見直しの基準・視点） （法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	a 次の試験について合否判定基準を公表する。 司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産婦試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、獣医師国家試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士（航海）試験、海技士（機関）試験、海技士（通信）試験、海技士（電子通信）試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業者試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験 （家畜人工受精師試験、土地改良換地士試験、調教師（中央競馬）試験、調教師（地方競馬）試験、騎手（中央競馬）試験、騎手（地方競馬）試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者（航空）試験、動力車操縦者試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験、特殊建築物等調査資格者試験、建築士試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験については措置済み。司法試験については、第二次試験短答式試験について合格点を公表する。）	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			<p>（法務省） 司法試験管理委員会決定（平成13年1月23日）により、平成13年度司法試験第2次試験短答式試験について、合格点を公表した。 また、司法試験管理委員会決定（平成14年1月23日）により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法、基準について公表した。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載した。また、筆記試験合格者発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表した。</p> <p>（厚生労働省） 平成13年度の社会保険労務士試験より合格者発表時に合格基準の公表を行うこととし、平成13年11月15日付けで公表した。 医師試験については、平成13年から合否判定基準を公表している。 歯科医師試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験及び歯科技工士試験については、平成14年実施の試験から合否判定基準を公表することとしている。 （助産師試験及び看護師試験については、平成14年3月29日に公表済み。） 薬剤師試験については、平成13年3月実施（年1回実施）の試験から、合否判定基準を合格発表時に公表することとし、また合否判定基準を変更した場合にはその旨及びその理由を同様に公表することとした。 理容師試験、美容師試験については、第5回国家試験が</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>ら公表済み（平成13年12月に配布した「受験の手引き」に合格基準を記載・公表（経済産業省）</p> <p>平成13年度弁理士試験については、多肢選択式及び論文式筆記試験における「合格判定基準」をホームページで公表済み。また、平成14年度からの新たな弁理士試験における「合格判定基準」についてもホームページで公表済み。</p> <p>液化石油ガス設備士試験については、平成13年度の受験案内において合格基準を明記した。</p> <p>電気工事士試験については、平成13年度の結論に基づき、平成13年9月11日、試験結果の発表とともに、指定試験機関のホームページに合否判定基準を公表した。</p> <p>競輪審判員資格検定・競輪選手資格検定については、平成13年度から、受検者に対して事前に合否判定基準を公表している。</p> <p>小型自動車競走審判員資格検定については、平成13年度から、受検者に対して事前に合否判定基準を公表している。</p> <p>小型自動車競走選手資格検定については、隔年で実施されるため、平成14年度（平成15年2月予定）から、受検者に対して事前に合否判定基準を公表することとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>（国土交通省）</p> <p>平成13年4月の規制緩和推進3か年計画のフォローアップにおいて「建築士の学科の試験については、平成12年より合否判定基準及び正答肢を公表済み。（ただし、設計製図の試験の合否判定基準等の公表及び不合格者通知については、平成13年以降の実施について検討中）」としていたところであるが、設計製図の試験の合否判定基準等の公表及び不合格通知については、平成13年の試験より実施している。</p> <p>平成13年測量士・測量士補試験で合否判定基準を公表した。</p> <p>海事代理士試験は平成13年11月2日に国土交通省ホームページに掲載し、公表した。</p> <p>海技士（航海）試験、海技士（機関）試験、海技士（通信）試験、海技士（電子通信）試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験においては、平成14年度内に公表を実施予定。</p> <p>通訳案内業者試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験においては、平成14年度内に公表を実施予定。</p> <p>（環境省）</p> <p>臭気判定士試験について、平成14年度より合否判定基準を公表することを決定した。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>獣医師国家試験については平成14年度から合否判定基準を公表することとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（金融庁、国土交通省）	<p>b 公認会計士試験及び不動産鑑定士試験については、定めている合否判定基準を公表する。</p> <p>（不動産鑑定士については、平成12年度一部措置済み。13年度中に措置予定）</p>	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			<p>（金融庁）</p> <p>合否判定基準について平成14年公認会計士試験第1次試験、第2次試験については公表済み。第3次試験についても公表する。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>不動産鑑定士試験について、平成13年第1次試験から試験案内に合格基準を公表している。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	c 上記a及びbの試験について、科目間や年度間で難易度に差が生じたことにより合否判定基準を変更した場合には、透明性の観点からその旨を理由を付して公表する。	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			<p>（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士試験制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。</p> <p>（法務省） 司法試験管理委員会決定（平成14年1月23日）により、平成14年度からの司法試験第1次試験、第2次試験の合否判定方法、基準について公表した。同基準に変更が生じた場合についても公表する予定。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、該当なし。</p> <p>（厚生労働省） 合否判定基準を変更した場合は、平成14年度の社会保険労務士試験より合格者発表時に公表を行う予定。 薬剤師試験については、平成13年3月実施（年1回実施）の試験から、合否判定基準を合格発表時に公表することとし、また合否判定基準を変更した場合にはその旨及びその理由を同様に公表することとした。</p> <p>（農林水産省） 獣医師国家試験については、平成14年度から合否判定基準を変更した場合には、その理由を合格発表時に公表することとしている。</p> <p>（経済産業省） 弁理士試験、電気工事士試験、液化石油ガス整備士試験、競争審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定及び小型自動車競走選手資格検定試験については、合否判定基準を変更した場合に平成14年度より公表する。（環境省） 臭気判定士試験について、平成14年度より合否判定基準の変更があった場合にはその旨を理由を付して公表することと決定した。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（金融庁、法務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、）	d 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、弁理士試験及び社会保険労務士試験において配点を公表する。 （不動産鑑定士試験については措置済み。司法試験については第二次試験短答式試験について措置）	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			<p>（金融庁） 公認会計士第2次試験短答式試験について、平成14年より配点を公表する。</p> <p>（法務省） 司法試験管理委員会決定（平成13年1月23日）により、平成13年度司法試験第2次試験短答式試験について、正解及び配点を公表した。</p> <p>また、司法試験管理委員会決定（平成14年1月23日）により、平成14年度からの司法試験第1次試験について配点及び同試験のうち短答式の試験について模範解答例を、第2次試験論文式試験、同口述試験について配点を公表した。</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に配点を掲載した。</p> <p>（厚生労働省） 平成13年度の社会保険労務士試験より合格者発表時に配点の公表を行った。</p> <p>（経済産業省） 平成13年度弁理士試験（論文式）から問題中に明示することで公表済み。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（金融庁、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）	e 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験及び不動産鑑定士試験について、模範解答又は採点方針、必要なキーワード、採点基準等を公表する。 （司法試験については第二次試験短答式試験について正解を公表する。）	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			<p>（金融庁） 公認会計士第2次試験短答式試験について、平成14年から正解を公表する。</p> <p>（法務省） 司法試験管理委員会決定（平成13年1月23日）により、平成13年度司法試験第2次試験短答式試験について、正解を公表した。 また、司法試験管理委員会決定（平成14年1月23日）により、平成14年度からの司法試験第1次試験のうち、短答式の試験について模範解答例を、第2次試験論文式試験、同口述試験について、採点方針を公表した。 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成13年度に実施された同試験の受験案内書に合格判定基準及び配点を掲載した。また、筆記試験合格者の発表に際して、多肢択一式試験については正解を、記述式試験については出題の趣旨を法務省ホームページ等で公表した。</p> <p>（財務省） 平成13年度の試験から、試験科目ごとの出題のポイントを公表することとし、国税庁ホームページで平成13年12月11日に公表した。</p> <p>（厚生労働省） 平成13年度の社会保険労務士試験より合格者発表時に解答及び配点の公表を行った。</p> <p>（経済産業省） 弁理士試験の解答については、多肢選択式筆記試験の正解を平成13年度からホームページで公表し、論文式筆記試験については、論点を平成13年度からホームページで公表した。 また、採点基準についても平成13年度からホームページで公表した。</p> <p>（国土交通省） 不動産鑑定士試験について、平成14年試験から択一式試験の正答を公表することとした。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省）	f 司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験及び不動産鑑定士試験において、不合格者に対する成績通知を行う。	結論	措置		<p>（法務省） 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、平成14年度の同試験において実施する予定。</p> <p>（財務省） 税理士試験については、不合格者に対する成績通知を行う旨の結論を得ており、平成14年度の試験から実施する予定。</p> <p>（厚生労働省） 平成14年度の社会保険労務士試験より不合格者に対する成績通知を行う予定。</p> <p>（国土交通省） 不動産鑑定士試験について、平成13年から第2次試験の不合格者のうち希望者に対し、成績通知を実施した。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
資格取得の容易化 （見直しの基準・視点） （金融庁、法務省、経済産業省、国土交通省）	a 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び不動産鑑定士試験について、例えば税理士試験のように科目合格制による合格方式を採用するよう検討するなど、資格取得の容易化について検討する。 （弁理士試験については、試験構造の簡素化について措置済み。社会保険労務士については、受験機会の拡大等について措置済み）	検討			<p>（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士試験制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。</p> <p>（法務省） 司法制度改革審議会意見において、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」などとされており、司法制度改革推進法に基づき策定された司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、新たな司法試験の在り方等について検討が進められる予定。</p> <p>司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、筆記試験合格者について次回の筆記試験を免除すること及び土地家屋調査士試験のうち、土地及び家屋の調査及び測量についての試験合格者について以後の同試験を免除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154回通常国会に提出した。</p> <p>（国土交通省） 不動産鑑定士試験について、土地鑑定委員会に設置された試験制度小委員会等において検討を進めているところ。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(法務省、厚生労働省)	b 司法書士試験、土地家屋調査士試験及び社会保険労務士試験において、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置について検討する。	検討			(法務省) 司法書士試験及び土地家屋調査士試験については、筆記試験合格者について次回の筆記試験を免除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154回通常国会に提出した。 (厚生労働省) 社会保険労務士試験については検討を行っているところ。	
(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	c 以下に掲げる資格試験について試験問題の公表・持ち帰りをを行う。 臭気判定士試験、獣医師国家試験、海事代理士試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者（航空）試験 (弁理士試験、不動産鑑定士試験、家畜人工受精師試験、競輪選手資格検定、小型自動車競走選手資格検定、競輪審判員資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、土地改良換地士試験、特殊建築物等調査資格者試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験、ボイラー技士（1級、2級）試験、ボイラー溶接士試験、ボイラー整備士試験、発破技士試験、揚貨装置運転士試験、クレーン運転士試験、デリック運転士試験、潜水土試験、作業環境測定士試験については措置済み)	平成13年度結論。結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置			(農林水産省) 獣医師国家試験については、試験問題の持ち帰りを行わないこととした。 (国土交通省) 海事代理士試験は、平成13年10月2日に実施された今年度試験において持ち帰りを認めた。 また、平成13年11月2日に国土交通省のホームページに掲載し、公表した。 操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者（航空）試験等の各資格試験問題の公表・持ち帰りについては、平成13年8月期定期試験から持ち帰り（公表）を認めている。 (環境省) 臭気判定士試験について、平成14年度より、試験問題の公表を行い、持ち帰りができると決定した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
登録・入会制度の在り方検討 （見直しの基準・視点） （公正取引委員会）	a 資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格（公認会計士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士）を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。	計画的に実施			（公正取引委員会） 資格者団体が行っている自主規制等の実態把握を実施し、その特性を踏まえつつ、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表し、その中において主要な相談事例を示した。（平成13年10月24日）		
（公正取引委員会）	b 上記の実態把握及び資格者団体の特性等を踏まえ、資格者団体の活動と独占禁止法との関係を明確化し、公表・周知する。また、今後参考となる相談事例が生じた場合には、その内容を可能な限り明らかにし、独占禁止法違反行為の未然防止に努める	計画的に実施					また、今後、必要に応じて資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、所要の措置を講ずる。
（公正取引委員会）	c 上記aの資格者団体に対して独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成するよう恊働するとともに、必要な支援措置を講ずる。	計画的に実施					（公正取引委員会） 引き続き、資格者団体が独占禁止法コンプライアンスプログラムを作成する場合には、必要な支援措置を行うこととする。

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（総務省、法務省、経済産業省）	d 業務及び財務等に関する情報を公開していない資格団体（行政書士、弁護士、公証人、司法書士及び土地家屋調査士）について、それらの情報を公開するよう要請する。 （公認会計士、税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士及び弁理士については公開済み）	措置			<p>（総務省） 日本行政書士会連合会に対し文書（平成13年4月27日付け総行第63号）で要請済み。</p> <p>（法務省） 公証人について日本公証人連合会に要請済み。既に公開されている。</p> <p>日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対して平成13年5月9日付け文書で要請済み。なお、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会のホームページで公開済み。</p> <p>司法制度改革審議会意見において、弁護士の会務運営について広く国民の声を聴取し反映させることを可能とする仕組みの整備、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、弁護士の業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきであるとされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会に対して、同審議会意見の趣旨に沿う所要の措置を講じるよう要請した。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）	e 強制入会制を採る各資格（公認会計士、行政書士、弁護士、公証人、司法書士、税理士及び社会保険労務士）について、それぞれの団体の役員に資格者以外の者を任用することを要請する。 （土地家屋調査士については任用済み。弁理士については平成13年4月1日措置）	措置			<p>（金融庁） 日本公認会計士協会に対して要請を行った。</p> <p>（総務省） 日本行政書士会連合会对し文書（平成13年4月27日付け総行行第63号）で要請。</p> <p>（法務省） 司法制度改革審議会意見において、弁護士会の会務運営について広く国民の声を聴取し反映させることを可能とする仕組みの整備、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、弁護士会の業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきであるとされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会对して、同審議会意見の趣旨に沿う所要の措置を講じるよう要請した。</p> <p>公証人について、日本公証人連合会に要請済。平成14年度早々にも措置されると聞いている。</p> <p>日本司法書士会連合会对して平成13年5月9日付け文書で要請済み。</p> <p>（財務省） 日本税理士会連合会に資格者以外の者を任用するよう要請した。</p> <p>（厚生労働省） 平成13年5月29日付け基徴発第41号、庁保発第13号により、全国社会保険労務士会連合会会長に対し要請を行ったところである。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(総務省、法務省)	f 公証人、司法書士及び土地家屋調査士について、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を公表する。その際、官報に掲載した上で、国民が容易に知り得る媒体に掲載する。弁護士についても、官報に公表した上で、その他の媒体にも公表する。 行政書士については、氏名を含めて業務の禁止等の処分の内容を公表することを都道府県知事に要請する。その際、都道府県公報に掲載した上で、その他の媒体にも掲載することを併せて要請する。	措置			(総務省) 各都道府県に対し文書（平成13年4月27日付け総行行第64号）で要請。 (法務省) 司法制度改革審議会意見において、弁護士会の会務運営について広く国民の声を聴取し反映させることを可能とする仕組みの整備、網紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、弁護士会の業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきであるとされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会に対して、同審議会意見の趣旨に沿う所要の措置を講じるよう要請した。 公証人について、平成13年度以降官報に掲載した上、法務省のホームページにおいて公開することとした。 司法書士及び土地家屋調査士について、懲戒処分の内容を官報に公表することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154回通常国会に提出した。	
(総務省、法務省、厚生労働省)	g 行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、国民一般からの懲戒処分の請求を認めることを検討する。	検討			(総務省) 検討中。 (法務省) 司法書士及び土地家屋調査士について、国民からの懲戒処分の請求を可能とすることを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154回通常国会に提出した。 (厚生労働省) 社会保険労務士については次期法改正時に措置を講じる予定。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(法務省)	h 弁護士の懲戒制度について、規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の審議結果を踏まえ、早急に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講ずることを日本弁護士連合会に要請する。	措置			(法務省) 司法制度改革審議会意見において、弁護士会の会務運営について広く国民の声を聴取し反映させることを可能とする仕組みの整備、綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化、弁護士会の業務、財務等の情報公開の仕組みの整備を行うべきであるとされており、同審議会意見をも踏まえ、日本弁護士連合会に対して、同審議会意見の趣旨に沿う所要の措置を講じるよう要請した。	
報酬規定の在り方見直し (見直しの基準・視点) (金融庁、法務省、財務省、厚生労働省)	資格者間における競争を活性化する観点から、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、報酬規定を会則記載事項から削除する。弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果をも踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。 (税理士について、第151回国会に関係法案提出。行政書士及び弁護士は措置済み)	結論 法律案成立後公布	措置 (施行)		(金融庁) 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士制度のあり方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。 (法務省) 司法書士及び土地家屋調査士について、報酬規定を会則から削除することを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154回通常国会に提出した。 司法制度改革審議会意見において、報酬規定を会則記載事項から削除する旨の規制改革推進3か年計画を踏まえて、「弁護士報酬の透明化・合理化の見地から、例えば、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底を行うべきである。」とされており、今後、同審議会意見をも踏まえ、司法制度改革推進法に基づき策定された司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って、必要な調査・検討が進められ、その結果を受けて所要の措置が講じられる予定。 (財務省) 「税理士法の一部を改正する法律」（平成13年法律第38号）、税理士法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第330号）及び平成13年財務省令第58号を公布、平成14年4月1日から施行。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					（厚生労働省） 社会保険労務士については次期法改正時に措置を講じる予定。	
広告規制の在り方見直し （見直しの基準・視点） （金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）	法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制が行われている各資格（公認会計士、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士）について、広告規制が見直されるよう必要な措置を講ずる。	結論			（金融庁） 規制緩和の観点も踏まえ、金融審議会等において、公認会計士制度の在り方全般について幅広い観点から検討を行っているところ。 （総務省） 日本行政書士会連合会に対し文書（平成13年4月27日付け総行行第63号）で要請済み。 （法務省） 平成13年度中に、各司法書士会及び土地家屋調査士会について広告規制を見直す内容の会則改正が行われ、同会則について法務大臣の認可がされた。 （財務省） 日本税理士会連合会に必要な見直しを行うよう要請済み。 （厚生労働省） 社会保険労務士については、平成13年9月に全国社会保険労務士会連合会に対し要請済み。	
法人制度の検討 （見直しの基準・視点） （総務省、法務省、財務省、厚生労働省）	利用者の多様なニーズに対応する観点から、行政書士、司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士について、それぞれの資格者の事務所の形態について、法人組織の形態を認める法人制度の創設を検討する。 （弁護士及び税理士の法人制度の創設については、第151回国会に関係法案提出。弁理士については措置済み）	検討 法律案成立後公布	措置 （施行）		（総務省） 日本行政書士会連合会の意見等を踏まえつつ検討中。 （法務省） 司法書士及び土地家屋調査士について、事務所の法人化を可能とすることを盛り込んだ司法書士法及び土地家屋調査士法の改正法案を第154通常国会に提出。 弁護士法の一部を改正する法律（平成13年法律第41号、平成13年6月8日公布）により、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にした。（平成14年4月1日に施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>（財務省） 「税理士法の一部を改正する法律」（平成13年法律第38号）、「税理士法施行令の一部を改正する政令」（平成13年政令第330号及び平成13年財務省令第58号）を公布、平成14年4月1日から施行。</p> <p>（厚生労働省） 社会保険労務士については、次期法改正時に措置を講じる予定。</p>	
<p>資格者数の増大 （見直しの基準・視点） （金融庁）</p>	a 公認会計士について、資格者の増大を図ることを検討する。	結論			<p>（金融庁） 資格者の増大を図っている。（中心となる第2次試験合格者：平成10年672・11年786・12年838・13年961、公認会計士登録者：10年11,723・11年12,178・12年12,682・13年13,209）</p>	
（法務省）	b 公証人について、積極的に増員を図る（平成12年度一部措置済み）。 （弁理士については、増員を図るための試験制度の改革について措置済み）	引き続き措置			<p>（法務省） 引き続き増員を図るべく検討中。</p>	

(2) 必置資格等

規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
廃止を含め在り方検討 (見直しの基準・視点) (厚生労働省)	(医療用具販売(賃貸)管理者) 医療用具販売(賃貸)管理者制度の実施状況の把握及び実効性についての検証に努めた上で、医療用具の製造(輸入)から使用に至る一貫した安全確保体制の確立を図るための措置の検討に合わせ、その在り方を検討する。	検討				(厚生労働省) 医療用具販売(賃貸)管理者の設置範囲の見直しに関する内容を盛り込んだ「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律案」を第154回通常国会に提出した。	
代替手法の導入 (見直しの基準・視点) (経済産業省、環境省)	(公害防止管理者、公害防止主任管理者) a 環境・公害問題の状況や各企業の公害防止体制の実態など、環境・公害問題をめぐる諸情勢を踏まえて、公害防止対策のためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、公害防止管理者、公害防止主任管理者の必置規制の在り方について検討する。	検討	検討	結論		(経済産業省、環境省) 平成13年度においては、特定施設等に対し、環境・公害問題の状況や企業の公害防止体制の実態等について広く調査・分析を行ったほか、指定試験機関に設置した試験委員会において、意見交換を行ったところ。今後、これらの調査結果を踏まえ、公害防止管理者等の必置資格の在り方、他の代替しうる制度の可能性等について広く検討する。	
(経済産業省、環境省)	(公害防止管理者、公害防止主任管理者) b 大気と水質の両方の公害防止管理者資格を有する者は公害防止主任管理者になり得るという制度があることから、大気と水質につきそれぞれの公害防止管理者を共に任命し、両者が緊密に連携しつつ効果的な公害防止対策が実施できるような組織体制ができてきているような場合には、公害防止主任管理者の必置を免除することについて検討する。	検討	検討	結論		(経済産業省、環境省) 平成13年度においては、特定施設等に対し、環境・公害問題の状況や企業の公害防止体制の実態等について広く調査・分析を行ったほか、指定試験機関に設置した試験委員会において、意見交換を行ったところ。今後、これらの調査結果を踏まえ、公害防止管理者等の必置資格の在り方、他の代替しうる制度の可能性等について広く検討する。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（厚生労働省）	<p>（食品衛生管理者）</p> <p>c ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設について、食品衛生法に基づく衛生管理の水準を維持しつつ食品衛生管理者の必置義務を免除又は緩和する余地がないか、同シリーズと食品衛生管理に関するコーデックス等における国際的議論の推移や民間認証を受けた施設の衛生管理の実態等を踏まえ検討を行う。</p>	<p>検討</p> <p>（13年度以降）</p>			<p>（厚生労働省）</p> <p>ISO9000シリーズによる品質保証の審査登録を受けている施設について、食品衛生法に基づく衛生管理の水準を維持しつつ食品衛生管理者の必置義務を免除又は緩和する余地がないか、同シリーズと食品衛生管理に関するコーデックス（FAO/WHO合同食品規格委員会：1962年設立）等における国際的議論の中で、現在様々な意見が出されているところであり、その議論の推移や民間認証を受けた施設の衛生管理の実態等を踏まえ引き続き検討を行う。</p>	
（環境省）	<p>（廃棄物処理施設技術管理者）</p> <p>d 廃棄物処理施設技術管理者は、技術士、理工系の学士等又はこれらと同等以上の知識及び技術を有するものから選任することとされているが、近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、例えば、ISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者が、廃棄物処理施設技術管理者となることができる技術士、理工系の学士等と同等以上の知識及び技術を有する者であると認められるか否かについて検討を行う。</p>	<p>検討・結論</p>			<p>（環境省）</p> <p>平成13年4月以降、技術管理者の資格要件である講習が不要となり、かつ、廃棄物処理施設の設置者の責任で、技術士、理工系の学士等と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を技術管理者として選任できることとなっている。ISO14001登録事業所の管理責任者等であることをもって、技術士、理工系の学士等と同等以上の知識及び技能を有する者であるとするについては、必然性がないため、現行制度を維持することとした。</p>	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(環境省)	(特別管理産業廃棄物管理責任者) e 特別管理産業廃棄物管理責任者は、医師等又はこれらと同等以上の知識及び技術を有する者から選任することとされているが、近年、環境マネジメントシステムの認証制度が我が国でも浸透しつつあることから、ISO14001による環境システムの審査登録を受けている事業所における管理責任者が、医師等と同等以上の知識及び技能を有する者であると認められるか否かについて検討を行う。	検討・結論			(環境省) 平成13年4月以降、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件である講習が不要となり、かつ、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者の責任で、医師等と同等以上の知識を有すると認められる者を特別管理産業廃棄物管理責任者として選任できることとなっている。ISO14001登録事業所の管理責任者等であることをもって、医師等と同等以上の知識を有する者であるとするについては、必然性がないため、現行制度を維持することとした。	
必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し (見直しの基準・視点) (経済産業省)	(エネルギー管理者) a 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」の目標達成等、現在の我が国のエネルギーをめぐる諸情勢を踏まえて、エネルギー管理を促進するためにどのような制度が最も適切であるのかを検討し、当該検討の中で、エネルギー管理者の必置規制の在り方について検討する。	検討・結論			(経済産業省) 第一種エネルギー管理指定工場を対象とした実態調査の実施等を通して実態を把握し検討した結果、エネルギー管理者を中心とした自主的なエネルギー管理の仕組みが定着し、現場で的確に機能しており、現行制度の活用が引き続き必要であると現時点では結論したが、我が国のエネルギー情勢等を踏まえ、適切な制度の在り方について引き続き検討することとした。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（経済産業省）	b 1人が管理するに適切な設備規模について、実態調査を行い、その在り方の検討を行う。	検討・結論			（上記 a の）実態調査の結果を基に検討した結果、現行選任数で適切であると現場で評価されていることから、現行の選任数で適当な管理を行うことができると現時点では結論したが、我が国のエネルギー情勢等を踏まえ、適切な制度の在り方について引き続き検討することとした。	
（経済産業省）	（電気主任技術者） c 第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者の監督範囲の拡大等について、事故等により他者に及ぼす影響等を考慮しつつ検討し、結論を得る。	検討	検討	結論	（経済産業省） 電気主任技術者については、他者に及ぼす影響を考慮しつつ、引き続き検討を進める。	
（国土交通省）	（整備管理者） d 乗車定員11人以上の自動車の使用者、10両以上の自動車の使用者等一定の自動車を一定台数以上使用する者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理等に関する事項を処理させるために整備管理者を置かなければならないが、制度の運用実態、費用対効果、先進主要国における類似制度等について調査を行い、その結果を参考にしつつ、必置単位を変更することについて検討する。	検討			（国土交通省） 学識経験者や使用者団体等の参加のもと、検討会を開催し、今後の整備管理者制度の在り方について検討した。その結果を踏まえ、「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を第154回通常国会に提出した。法案成立後、関係省令の改正を行う予定。	
（国土交通省）	（衛生管理者再講習受講者） e アフリカ西海岸にある港、ペルシャ湾に面する港、カラチ港のいずれかを起点・終点又は寄港地とする航路（告示航路）については、貨物船であっても、医師を配乗するか、又は医師の配乗に代えて通常の衛生管理者に加えて衛生管理者再講習受講者である衛生管理者を配乗することが義務付けられているが、告示航路における近年の疾病発生状況等根拠データを明らかにした上、見直しの必要性について検討する。	検討・結論			（国土交通省） 国土交通省の主催により、平成13年度内に官労使を交え告示航路の必要性等の検討会を行った。その検討会において、検討の材料として採用するデータの取扱いについて、労使の主張に隔たりが大きいため、引き続き検討することとした。	
（厚生労働省）	（建築物環境衛生管理技術者） f 1人の資格者が複数の特定建築物の管理技術者になることについて、職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す。	措置			（厚生労働省） 「建築物環境衛生管理技術者の選任について」（平成14年3月26日付け健発第0326015号厚生労働省健康局長通知）により、兼務が認められる条件についての指針を示した。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(厚生労働省)	(ボイラー取扱作業主任者) g ボイラー取扱作業主任者について、近年の技術の進歩を踏まえ、ボイラーの安全管理水準に低下をもたらさない範囲内において、その取り扱うことができるボイラーの基数等について見直す余地がないか検討する。	平成13年度検討。検討結果に基づいてできるだけ速やかに所要の措置			(厚生労働省) 各級のボイラー技士が作業主任者として取り扱えるボイラーの範囲について、平成14年度中に所要の措置を講ずるべく検討を行っているところ。	
(厚生労働省)	(乾燥設備作業主任者) h 乾燥設備作業主任者について、乾燥設備に関する技術革新の進展を踏まえ、選任等の在り方について検討する。	検討	結論		(厚生労働省) 乾燥設備の安全管理の状況等について調査するとともに、乾燥設備作業主任者の選任等の在り方について平成14年度中の結論を目指し検討を行っているところ。	
兼務・統括の許容 (見直しの基準・視点)						
(経済産業省)	(高圧ガス製造保安責任者) a 一般高圧ガス保安規則適用の設備と液化石油ガス保安規則適用の設備の両方がある場合について、同一の計器室で管理されている等一体として管理されている設備については、一つの施設の区分とみなして一人の保安係員を選任すれば足りるかどうかにについて検討する。	検討・結論			(経済産業省) 「冷凍保安規則等の一部を改正する省令」(平成14年経済産業省令第37号)により、一般高圧ガス保安規則適用設備と液化石油ガス保安規則適用設備が一体管理されている場合の保安係員の兼務を認めることとした。(平成14年3月20日施行)	
(厚生労働省)	(医薬品製造管理者) b 生物学的製剤とその他の医薬品製造管理者の兼務の拡大について、検討する。	結論			(厚生労働省) 生物学的製剤とその他の医薬品製造管理者の兼務の拡大ができるか否かにについて検討を行った結果、兼務の拡大を行う方向で結論を得た。	
外部委託の許容 (見直しの基準・視点)						
(総務省)	(防火管理者) a 防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、結論を得る。	検討	検討 (結論)		(総務省) 防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託に関する検討を進めており、平成14年度までに結論を得ることとしている。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(経済産業省)	(電気主任技術者) b 電気主任技術者の果たすべき業務を外部委託できる相手方は、現状では、指定法人（各地の電気保安協会）及び主任技術者免状の交付を受けている者（個人）となっているが、保安の確保を前提に、主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする方向で検討する。	検討	検討	結論	(経済産業省) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討中。	
(経済産業省)	(高圧ガス製造保安責任者) c 事業所ごとに選任する保安係員等について、法令上定める職務を十分に果たすことができる有資格者であれば、事業所の管理を委託している管理会社等に所属する者であっても保安係員等に選任できる旨を明確化する。	措置			(経済産業省) 「高圧ガス保安法に係る保安係員等の選任について」(平成14年3月29日付け、平成14・03・25 原院第10号、経済産業省原子力安全・保安院長通達)により、契約等により委託側と受託側との間の責任の範囲、指揮、命令系統等を明確化するなど保安の確保上、支障ない場合については、外部委託して差し支えない旨を明示した。	
実務経験要件の見直し (見直しの基準・視点) (総務省) 12オの再掲	(危険物取扱者) a 甲種危険物取扱者の受験資格の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。	検討			(総務省) 内容につき検討を行ったが、実務経験は学歴要件を満たさない場合に受験資格を緩和するものであり、実務経験の資格取得要件化により受験の機会が拡大するものではないため、実務経験の資格取得要件化は行わない。	
(経済産業省)	(ボイラー・タービン主任技術者) b ボイラー・タービン主任技術者になる条件として必要な実務経験年数を一律に定めるのではなく、安全確保に関するマネジメントシステムの社会への浸透等の状況を踏まえ、弾力的な運用ができないか検討する。	マネジメントシステムの浸透状況等を踏まえ検討			(経済産業省) マネジメントシステムの浸透状況を踏まえて引き続き検討する。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（経済産業省）	（認定保安検査実施者の管理部門長） c 高圧ガス保安法認定検査制度における認定保安検査実施者の管理部門長は管理部門における経験年数が15年以上の者であることが認定基準上求められているが、認定基準についての検討の中で、当該経験年数の緩和についても検討を行う。	検討・結論			（経済産業省） 「一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令」（平成14年経済産業省令第55号）、「コンビナート等保安規則の一部を改正する省令」（平成14年経済産業省令第56号）、「液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令」（平成14年経済産業省令第57号）、「冷凍保安規則の一部を改正する省令」（平成14年経済産業省令第58号）により、当該経験年数については、従来の15年を10年とする見直しを行った。（平成14年3月28日施行）	
（農林水産省）	d 次の資格に係る要件又は受験（受講）資格としての実務経験、実務補習、年齢等について、見直しを行う。 農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士、飼料製造管理者	検討			（農林水産省） （農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士） 試験規程から受験資格に関する規程を削除。（農林水産大臣承認、平成14年4月1日施行） （飼料製造管理者） 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成13年農林水産省令第59号）により、資格に係る要件を見直した。（平成13年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(厚生労働省)	(食品衛生管理者) e 食品衛生管理者について、資格取得講習会の受講は実務経験2年以上で可能とし、講習修了後に実務経験3年を超えることによって資格を取得できることが明確となるよう、所要の措置を講ずる。	検討	結論		(厚生労働省) 食品衛生管理者資格認定講習会の受講資格については、「『食品衛生管理者資格認定講習会について』等の一部改正について」（平成13年6月6日食発第169号厚生労働省医薬局食品保健部長通知）により基準の改正を行い、受講資格を実務経験2年以上とした。 さらに、資格取得要件としての実務経験については、同通知により「食品衛生管理者の資格取得のためには、従来どおり、講習会の受講とは別途3年の実務経験が必要」である旨明記しており、講習会受講者の資格取得要件を明確化した。	
(厚生労働省)	(ボイラー技士) f 特級及び一級ボイラー技士については、受験資格として、実務経験年数が必要であることから、求められる技能・知識水準を確保しつつ、より資格を取得しやすい受験時期、受験要件について検討する。	平成13年度検討。検討結果に基づきできるだけ速やかに所要の措置			(厚生労働省) 特級及び一級ボイラー技士の免許試験の受験資格について、より資格を取得しやすくなるよう、受験時期、受験要件の改正について平成14年度中に所要の措置を講ずるべく検討を行っているところ。	
受験(受講)資格としての学歴 (見直しの基準・視点) (農林水産省)	次の資格に係る学歴要件について、見直しを行う。 農業協同組合監査士、森林組合監査士、水産業協同組合監査士	措置			(農林水産省) 受験資格に係る学歴要件を廃止。(農林水産大臣承認、平成14年4月1日施行)	
試験・講習の実施 (見直しの基準・視点) (厚生労働省)	(食品衛生管理者) 「魚肉ハム・ソーセージ」、「食用油脂」、「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格取得講習会について、最近の需要実態調査を基に、必要に応じ講習会を開催することを検討する。	検討・結論			(厚生労働省) 食品衛生管理者資格認定講習会については、食品衛生法上国が開催するものではなく、講習会を開催しようとする者からの申請に基づき、国が指定しているものである。 なお、「魚肉ハム・ソーセージ」、「食用油脂」、「マーガリン・ショートニング」を対象とする資格取得講習会の受講希望者について、需要調査を行ったところいずれも希望者が非常に少数(魚肉ハム・ソーセージ 3人、食用	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					油脂 5人、マーガリン・ショートニング 3人)であったところであり、このような受講希望者が少数である業種に係る講習会については、その実施方法等について見直す余地がないか検討する。	
試験・講習の改善等、資格取得要件の改善 (見直しの基準・視点) (総務省)	(無線従事者) a 第一級海上特殊無線技士、第三級海上無線通信士等の試験で実施している「電気通信術(和文)」について、和文通話表を用いた通信の使用実態、現状における必要性を調査の上、電気通信術(和文)の試験の廃止の可否を検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずる。	検討・結論			(総務省) 無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)を改正して、無線従事者国家試験から和文通話表を用いた電気通信術の試験を廃止した。(平成13年6月20日施行)	
(厚生労働省)	(管理理容師、管理美容師) b 資格取得講習の科目等について見直しを行い、その結果に基づき、講習時間、講習日数の短縮等、所要の措置を講ずる。	措置			(厚生労働省) 「『管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について』の一部改正について」(平成14年3月27日付け健発第0327008号、厚生労働省健康局長通知)により、講習会の科目数、講習時間の短縮等の措置を講じた。	
(厚生労働省)	(食品衛生管理者) c 添加物を製造する施設について、大学等で化学に関する課程を修めて卒業した者が資格取得講習会を受講して資格を取得する場合は講習科目の免除・簡素化等を行うことについて検討する。	検討	結論		(厚生労働省) 大学等で化学に関する課程を修めて卒業した者を含めて、大学等で講習会の科目の一部と同等以上の科目を履修した者等については、講習科目の一部を免除することができることとしており、平成13年7月から9月の間に開催された講習会において、該当する者について一部免除を行った。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
（厚生労働省）	（食品衛生管理者） d 食品衛生管理者の資格取得要件について、求められる知識内容を適正に担保するとともに資格取得希望者の予見可能性を高める観点から、大学又は専門学校における履修科目条件をより詳細に明確化する。	検討	結論		（厚生労働省） 大学における最近の学部学科構成の多様化等を踏まえ、食品衛生管理者に求められる知識内容を具備している学科等について検討しているところ。	
関連類似資格の統合、相互乗り入れ （見直しの基準・視点） （厚生労働省）	（給水装置工事主任技術者） a 管工事施工管理技士の資格を持つ者が給水装置工事主任技術者の資格を取得するに際しては、現状でも給水装置工事主任技術者試験科目の一部免除が行われているが、水道水の安全性を確保するための水準を維持しつつ、更に合理的な負担軽減を図ることについて、関係者の意見を十分踏まえた上で検討する。 （給水装置工事主任技術者が水道分野に関する管工事を施工する際の主任技術者としての位置付けについては措置済み）	検討	結論		（厚生労働省） 給水装置工事主任技術者試験においては、平成13年度より、管工事施工管理技士の資格を持つ者に対して、これまで60題中15題であった試験問題の一部免除対象問題数を20題に拡大することにより、合理的な負担軽減を図ったところ。	
（経済産業省、環境省）	（公害防止管理者、公害防止主任管理者） b 試験科目の共通化や免除等について検討する。	検討	検討	結論	（経済産業省、環境省） 公害防止管理者等の資質が保たれることに留意しつつ、試験科目の共通化、免除等について検討を進めているところである。この検討の一環として、試験委員会において、今後の試験制度の在り方について意見交換を実施したところ。	
（環境省）	（浄化槽管理士、浄化槽設備士） c 講習科目の共通化・相互免除について検討する。	検討・結論			（環境省） 浄化槽管理士講習及び浄化槽設備士講習の内容を精査し、共通化・相互免除の可否について検討した結果、共通部分に係る相互免除を行う方向で進めることとなり、具体的な免除に係る検討を行っているところである。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
資格の有効期間 又は定期講習の 義務付けの見直 し （見直しの基準・視 点） （総務省）	（危険物取扱者） a 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）について、 目的を達成しつつ社会的費用のより少ない制度や、更に実効性の 高い制度とする方策がないかについて検討していく。	検討			（総務省） 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）につ いて（通知）（平成13年10月9日消防危第111号）によ り、保安講習に係るアンケート調査の実施及びその結果の 活用による保安講習の充実に努めるべきこととした。	
（総務省）	（危険物取扱者） b 上記保安講習について、事業者への講師の派遣による講習の実 現について早急に検討を行う。	検討			（総務省） 危険物の取扱作業の保安に関する講習（保安講習）につ いて（通知）（平成13年10月9日消防危第111号）によ り、可能な限り出張講習を行うべきこととした。	
（国土交通省）	（宅地建物取引主任者） c 宅地建物取引主任者証の交付（更新）の際に義務付けられてい る講習について、インターネット等による講習など受講者の負担 軽減方策等講習内容の見直しに向けた検討を行う。	検討	結論		（国土交通省） 講習内容、講習時間、講習方法等について、委員会を設 け見直しの検討を行い、講習内容の整理、重点化、講習教 材の工夫等により、講習時間を短縮し、より効果的な講習 の実施に努め、受講者の負担軽減にも資するべきである との結論を得る予定。 （平成14年度中にその実施に向けた各種整備を行う。	
国際整合化 （見直しの基準・視 点） （国土交通省）	（三級海技士（電子通信）） a 資格取得に必要な6か月の乗船履歴について、諸外国の実態を 精査した上で、日本独自の過剰な規制があると認められる場合 には、所要の措置を講ずる。	調査・検 討・結論			（国土交通省） 諸外国の実態調査の結果、国により実態が異なっている ことを踏まえ、引き続き検討することとした。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(総務省)	(無線従事者) b 第一級海上特殊無線技士及び第三級海上無線通信士に相当する外国の資格を有する外国人が国内法規の知識を習得させることを目的とした養成課程を受講することにより容易にそれぞれの資格を取得できるよう検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずる。	検討・措置			(総務省) 第一級海上特殊無線士については電波法関係審査基準を改正して外国の資格を有する者に対する養成課程の授業時間の減免を規定。(平成13年6月20日施行) 第三級海上無線通信士については無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)を改正して養成課程の対象とするとともに、電波法関係審査基準を改正して、外国の資格を有する者に対する授業時間の減免を規定。(平成13年6月20日施行)	